

## 第5章

### 都市の活力を生み発展し続けるまち

(市民生活と産業の活動を支える都市基盤の形成)

5-1-1 計画的な都市づくり

《現状と課題》

本市では、「船橋市都市計画マスタープラン」に基づいて、土地利用等の計画的な誘導を進めていますが、社会経済状況の変化や自然環境や景観の向上、市民参加のまちづくりに対する意識の高まりなどへの対応が求められています。また、バリアフリー新法<sup>1</sup>に基づき公共公益施設等のバリアフリー化を進めてきましたが、十分に進んではいません。加えて、都市農業は、安全・安心で新鮮な農産物の供給だけではなく、自然環境の保全等の多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的な役割と価値を持っていますが、農地周辺の宅地化が進んでいます。

こうした状況の中、自然環境や景観に配慮した計画的で適切な土地利用や、誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりのほか、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、市民主体のまちづくりの充実が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

総合的かつ計画的な都市づくりにより、市民が快適な生活を送れている状態

〔施策の方針〕

快適な市民生活の実現のために、「船橋市都市計画マスタープラン」に基づいた計画的な都市づくりを進めます。また、地区の特性を活かしたルールづくり、バリアフリー化の推進、農地等の自然環境と住宅地が調和した都市づくりを進めるとともに、各種制度に基づいた良好な景観の保全と形成を進めていきます。

《施策の方向》

施策1) 計画的な都市づくりとルールの確立

海や川の水辺、農地や森林のみどりなどの自然環境と、利便性の高い都市環境や活力ある産業環境とのバランスのとれた都市づくりを推進するため、「船橋市都市計画マスタープラン」に基づいた土地利用の誘導を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となった地域の特性を踏まえた具体的なルールづくりを推進します。

〔主要事業〕

- ・「船橋市都市計画マスタープラン」に基づく土地利用の規制・誘導
- ・地区計画制度等の活用促進

施策2) バリアフリーのまちづくり

誰もが暮らしやすいまちにするために、鉄道駅や公民館等へのエレベーターの設置や歩道の段差解消等、公共公益施設や道路のバリアフリー化を推進します。

〔主要事業〕

- ・鉄道駅エレベーター等の整備
- ・歩道の段差解消等バリアフリー化の推進

<sup>1</sup> バリアフリー新法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日、法律第91号）

施策3) 良好な景観の保全と形成

良好な景観の保全と形成のために、「船橋市景観計画」に基づく取り組みや違反広告物等への規制・誘導など、市民・事業者・行政が協働した総合的な景観形成への取り組みを推進します。

〔主要事業〕

- ・ 景観形成への取り組み
- ・ 屋外広告物の規制・誘導

施策4) 市民参加のまちづくり

地域住民が主体となったまちづくりを推進するために、まちづくりに関する説明会の実施や地域まちづくりアドバイザー<sup>2</sup>の派遣などの支援を行います。

〔主要事業〕

- ・ 市民参加のまちづくり支援

《指標》

指標名(関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
地区計画の決定・変更地区総数 (施策1・4)	9地区 (平成22年度)	16地区	
目標設定の 考え方	過去の実績値の推移(15年間で9地区)に施策の推進による効果を見込み、目標値を設定しました。		
バリアフリー化された市内鉄道 駅の数 (施策2)	27駅 (平成22年度)	35駅	市内駅数:35駅 (平成23年3月31日現在)
目標設定の 考え方	計画期間中に市内の鉄道駅全てをバリアフリー化することを目標として設定しました。		
きめ細かい景観形成を図る地域 などの指定数 (施策3)	0件 (平成23年度)	3件	
目標設定の 考え方	「船橋市景観計画」に基づく景観形成重点区域や景観重要建造物・樹木の指定などの取り組みについて、計画期間中に3件実施することを目標値として設定しました。		
まちづくりに関する説明会等に 参加した市民数 (施策4)	約250人/年 (平成22年度)	500人/年	
目標設定の 考え方	計画期間中に概ね倍増することを目標として設定しました。		

<sup>2</sup> 地域まちづくりアドバイザー(制度):市民の皆さんが自分たちの住んでいる「まち」の環境を「地区計画」や「建築協定」で改善したい、守っていきたく思ったとき、これらの活動を行う5人以上の住民で構成されたグループに対して、活動の進め方についてのアドバイスや制度の紹介等を行うアドバイザーを派遣する事業。

5-2-1 魅力あるベイエリアの創出

《現状と課題》

本市では、平成14年度に策定した「船橋市海を活かしたまちづくり基本構想・基本計画・行動計画」に基づき、魅力あるベイエリアの創出に向けた様々な取組みを実施してきました。

東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬では、本市で行っている三番瀬クリーンアップ事業や、千葉県やNPOによる自然を学ぶイベントが開催されており、三番瀬の保全・再生の動きが広がっています。また、ベイエリアでは広域商圏を持つ商業施設、船橋競馬場、船橋オートレース場及びビール工場等の各種施設に加え、花火大会や、潮干狩り、民間主導のイベント等が開催されており、集客力は高まっています。

不法係留船対策としては、平成20年度から船橋ポートパークの供用が開始されるとともに、港湾法等に基づいた放置艇等の撤去が千葉県により進められています。

一方で、沿岸部では、ふなばし三番瀬海浜公園、船橋港親水公園を除くと、工場や物流倉庫等の企業所有の護岸が多く、市民が海に触れ合える環境が不足しています。

こうした状況の中、ベイエリアの更なるにぎわいの創出のために、中心市街地から沿岸部への回遊性の創出や、水辺の潤いが感じられるための取組みが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

海や川などの自然や、商業集積、歴史・文化が有機的に結びつき、にぎわいや、親しみのあるベイエリアが形成されている状態

〔施策の方針〕

魅力あるベイエリアを創出するため、中心市街地から沿岸部までの回遊性を高めるとともに、海や川などに触れあえる、自然と調和したまちづくりを推進します。

《施策の方向》

施策1) 魅力あるベイエリアの創出

魅力あるベイエリアを創出するため、市民、事業者、NPO、大学等との協働や関係自治体との連携により、環境を保全しつつ、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

〔主要事業〕

・海を活かしたまちづくりの推進

## 第5章 政策2 海を活かした魅力あるまちづくり

### 《指標》

指標名（関連施策）	現状値	目標値 (32年度)	備考
海を活かしたまちづくりの実現 に向けた取組み件数 (施策1)	— (平成22年度)	5件	
目標設定の 考え方	「船橋市海を活かしたまちづくり基本構想」の実現に向けた取組みのうち、特に効果が高いと考えられる事業を新たに5件実施する事を目標として設定しました。		

5-3-1 人にやさしいみちづくり

《現状と課題》

本市では、市民の生活環境の改善や安全な道路環境の実現を目指し、歩道の整備や舗装の修繕、道路排水施設の設置、渋滞対策としての交差点改良やバイパス道路等の幹線道路の整備を進めています。現在、市道は5,287路線・1,115km（平成23年3月31日時点）となっており、さらに毎年40路線・5km程度が新規に市道認定されています。

一方で、幹線道路の整備の遅れ等による交通渋滞や、居住地区内生活道路への通過車両の流入、放置自転車による交通の妨げ等により、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間が不足しています。また、管理道路や交通量の増加、経年劣化等により道路補修等の要望が増加しており、十分な対応ができない状態にあります。

こうした状況の中、幹線道路をはじめとした道路ネットワークの整備や自動車・自転車・歩行者の混在の解消による安全の確保、子どもや高齢者等に配慮したみちづくりが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

誰もが利用しやすい、人にやさしいみちづくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまちになっている状態

〔施策の方針〕

交通渋滞の緩和や道路利用者の利便性や安全性の向上を図るため、幹線道路や生活道路の整備、既存道路の計画的な維持・補修を行います。また、交通安全の確保のために、交通安全施設の整備や交通安全意識の高揚を図ります。

《施策の方向》

施策1) 歩行者空間の整備

歩行者が安全に歩ける空間や緊急時における避難路を確保するために、歩道やコミュニティ道路<sup>3</sup>の整備を進めます。

〔主要事業〕

- ・歩道の整備
- ・コミュニティ道路の整備

施策2) 自転車利用環境の整備

自転車利用者が安全で快適に利用できる環境づくりのために、自転車走行環境の整備や違法駐輪自転車の撤去、定期利用者のほか一時利用者のための自転車等駐車場の整備を進めるとともに、自転車等利用者のモラルの向上やレンタサイクルの活用等の様々な方策についての検討を進めます。

〔主要事業〕

- ・自転車走行環境の整備
- ・自転車等駐車場の整備
- ・違法駐輪対策

<sup>3</sup> コミュニティ道路：自動車の通行を主たる目的とはしない道路。車道を部分的に狭くしたり、蛇行させたりすることで自動車が速度を出せないようにし、歩行者の安全性や快適性を確保する歩車共存道路。

### 施策3) 道路ネットワークの構築

生活道路に進入する大型車両や通過車両の抑制による生活環境の保全や安全の確保、交通渋滞の緩和による経済活動の活性化を図るため、南北道路や中心市街地循環道路、地区連絡道路等の道路ネットワークの整備を行います。

#### 〔主要事業〕

- ・都市計画道路の整備

### 施策4) 道路環境の整備・維持

歩行者の安全確保、車両交通の円滑化、良好な生活環境の維持を図るため、道路及び付帯施設の改良・整備や交差点の改良など、道路環境の整備・維持を行います。

#### 〔主要事業〕

- ・橋りょうの整備・維持
- ・道路の改良・舗装の整備
- ・交差点の改良

### 施策5) 交通安全対策の推進

交通事故の減少のために、道路照明、道路標識、ガードレール等の交通安全施設の設置や通学路の整備、地域住民や警察と連携した「あんしん歩行エリア」の計画作成・整備を進めるとともに、幼児・小学生・高齢者、それぞれの年代に対応する交通安全教室を開催します。

#### 〔主要事業〕

- ・交通安全啓発活動の実施
- ・交通安全教室の実施
- ・あんしん歩行エリアの整備
- ・通園通学路の整備

## 第5章 政策3 安全で快適な交通体系の整備

### 《指標》

指標名（関連施策）	現状値	目標値 (32年度)	備考
歩道整備事業の整備完了延長 (施策1)	26 km (平成22年度)	36 km	
目標設定の 考え方	過去の実績値の伸びに施策の推進による効果を見込み、年1 km整備することを目標として設定しました。		
駅周辺の放置自転車等の台数 (施策2)	13,873台 (平成22年度)	7,000台	放置禁止指定区域内の放置台数調査の合計（年4回実施）
目標設定の 考え方	計画期間中に概ね半減させることを目標として設定しました。		
都市計画道路整備率 (施策3)	42.0% (平成22年度)	45.0%	都市計画道路の全延長 128,180m
目標設定の 考え方	事業計画に基づき、45%まで整備することを目標として設定しました。		
交差点改良事業整備完了箇所 (施策4)	23カ所 (平成22年度)	45カ所	
目標設定の 考え方	過去の調査により改良が必要と設定した45カ所の交差点について、計画期間中に全て改良を行う事を目標として設定しました		
交通事故発生件数 (施策5)	371件/年 (平成22年度)	280件/年	警察による集計 人対車両事故の件数
目標設定の 考え方	過去の件数の推移（10年前と比べると年間件数で41件減少）に施策の推進による効果を見込み、年間件数を約90件減らすことを目標として設定しました。		





5-3-2 誰もが使いやすい都市交通の確立

《現状と課題》

これまで本市では、鉄道が9路線35駅、バスが30路線94系統（平成22年3月31日時点）という充実した公共交通網の利便さを活かしたまちづくりを進めてきました。

しかし、内陸部の丘陵地を中心とした道路網の不足や交通が交わる駅について駅前広場等の整備が十分とはいえず、公共交通機関の利用が不便な地域が多数存在しています。また、自動車への過度な依存により、交通渋滞・環境問題の発生などが危惧されます。放置車両については、平成17年に自動車リサイクル法が施行されてから年々減少していますが、依然として無くならない状況にあります。

こうした状況の中、市民が安全で快適な移動を確保するために、公共交通の充実や車両の放置を防止する環境づくりが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

安全で快適な移動が確保でき、市内各所へ公共交通を利用して快適に移動できる状態

〔施策の方針〕

市民が安全で快適に生活できる環境づくりのために、既存公共交通の充実や新たな公共交通の導入の検討を図り、過度な自動車依存からの脱却を目指すとともに、車両が放置されない環境を確保します。

《施策の方向》

施策1) 公共交通の整備・充実

交通不便地域や過度な自動車への依存を解消するため、オンデマンド交通システム<sup>4</sup>を用いた新たな公共交通の導入の検討や、バス利用促進に向けたバス位置情報を提供するシステム等の整備促進を行うことにより、公共交通の利用促進を図ります。

鉄道については、さらなる機能充実を図るため、各駅及び地域の特性に合わせた駅前広場等の整備や、鉄道と道路の交差部の改良を進めます。また、海老川上流地区への東葉高速鉄道新駅設置について研究します。

〔主要事業〕

- ・交通不便地域への支援
- ・バス利用促進等総合対策
- ・「船橋市地域公共交通総合連携計画」の推進

<sup>4</sup> オンデマンド交通システム：複数の利用者の利用希望出発・到着時間帯、乗車希望場所などを順次受け付け、それぞれの要望（デマンド）に応じた乗合の運行経路をコンピューターが作成するもの。日々の運行データを蓄積し、運行するほどより正確な移動時間の算出が可能となる。

施策2) 自動車駐車対策の推進

良好な交通環境の確保を図るために、放置車両の撤去を強化するとともに、将来の駐車需要を見据えて「船橋市駐車場整備計画」の見直しを行います。

〔主要事業〕

- ・ 放置車両対策の強化
- ・ 駐車場建設に関する支援

≪指標≫

指標名(関連施策)	現状値	目標値 (32年度)	備考
交通不便地域対策実施地区数 (施策1)	3地区 (平成22年度)	9地区	「船橋市地域公共交通総合連携計画における重点地区数」：9地区
目標設定の 考え方	計画期間中に重点地区全てに対策を実施することを目標として設定しました。		
届出駐車場台数 (施策2)	16,660台 (平成22年度)	17,600台	
目標設定の 考え方	過去の推移では年間150台程度であり、これに廃止を加味し、年100台程度増加させることを目標として設定しました。		

5-4-1 安らぎとにぎわいのある市街地の整備

《現状と課題》

船橋駅周辺地区は、本市の地域経済や市民活動の中心として重要な役割を担っており、市街地の整備と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、産業・文化・情報等の都市機能が多様に集積する魅力的な交流拠点として整備を進めています。飯山満駅を中心とする区域については、周辺市街地と連携の取れた計画的なまちづくりを行うため、市施行による土地区画整理事業により整備を進めています。

一方で、市街地整備事業は社会経済状況の変化等により進捗が十分に図られていないものもあります。また、工場や社宅等の跡地では、マンションや大規模な商業施設への土地利用転換により住・商・工の混在化が進行しており、バランスのとれたまちづくりが求められているほか、木造建築物が密集している既存市街地では、防災等に配慮した安全で快適なまちづくりが求められています。

こうした状況の中、地域特性に応じた市街地整備を進め、安らぎとにぎわいのある魅力あふれる市街地を形成していく必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

地域特性に応じた市街地整備が行われ、安らぎとにぎわいのある魅力あふれる市街地が形成されている状態

〔施策の方針〕

にぎわいのある交流拠点や便利で住み良い住環境を創出するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業を進めるとともに、適正な土地利用の誘導を図ります。

《施策の方向》

施策1) 駅周辺地区の整備

市内の主な駅周辺地区を、にぎわいと魅力あふれる交流拠点とするための整備を進めます。また、身近な駅周辺地区については、地区の商業拠点や生活拠点としての機能の充実を図るため、地域の特性に合わせた手法により整備を進めます。

〔主要事業〕

- ・ 主な駅周辺地区の整備（JR 船橋駅、JR 西船橋駅等）
- ・ 身近な駅周辺地区の整備（JR 南船橋駅、東葉高速鉄道飯山満駅等）

施策2) 良好な市街地の形成

便利で住みよく、親しみのあるまちを形成するため、地域の特性に応じた土地区画整理事業やまちづくりの誘導等を行います。また、マンションや大規模な商業施設への土地利用転換が進行している地域については、地区の特性を活かしたバランスのとれた土地利用を誘導します。

〔主要事業〕

- ・ 飯山満地区土地区画整理事業の推進
- ・ 小室土地区画整理事業の促進
- ・ 海老川上流地区のまちづくりの検討
- ・ 山手地区のまちづくりの促進
- ・ 高根台団地建替え事業（都市再生機構施行）

第5章 政策4 魅力ある市街地の整備

《指標》

指標名（関連施策）	現状値	目標値 (32年度)	備考
今後の主な駅周辺地区の整備地区数 (施策1)	— (平成22年度)	2地区	JR 船橋駅南口駅前広場と都市計画道路 3・4・11号線の接続に伴う駅周辺地区の整備等
目標設定の考え方	今後、主な駅周辺地区について、計画期間内に2地区整備することを目標値として設定しました。		
現在施行中の土地区画整理事業の整備完了面積 (施策2)	0.8ha (平成22年度)	32.9ha	飯山満土地区画整理事業 (目標値19.6ha 全体計画21.4ha) 小室土地区画整理事業 (目標値13.3ha 全体計画13.3ha)
目標設定の考え方	現在市内で施行中の土地区画整理事業のうち、小室土地区画整理事業は完了させること、飯山満土地区画整理事業は19.6haまで完了させることを目標値として設定しました。		

個別計画は今回のパブリックコメントの対象外です。

## 後期基本計画 個別計画一覧（第5章）

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市都市計画マスタープラン	都市をゆとりと豊かさを真に実感できる空間として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるために、船橋の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの。	平成 13 年度～ (概ね 20 年間)	都市計画課
船橋市景観計画	景観行政団体が、景観法の手続き(景観法第9条)に従って定める、良好な景観に関する計画。市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくために、市民・事業者・行政が協働した、総合的な景観形成への取り組みを推進する。	平成 21 年度～	都市計画課
第9次船橋市交通安全計画	交通安全対策基本法の定めるところにより、国の交通安全基本計画及び県の交通安全計画に基づき策定する計画。交通事故を減少させ、安全で安心して生活できる「船橋市」を目指すために実施する、陸上交通に関する交通安全対策の総合的な大綱として定めるもの。	平成 23～27 年度 (5年間)	交通安全課
船橋市「海を活かしたまちづくり」基本構想・基本計画	「みなとまち」という独特な魅力をもつ「ふなばし」において、市民の声をいかし、海を媒介とした独自の「海を活かしたまちづくり」を目指すための構想・計画。	平成 15～32 年度 (18 年間)	企画調整課
船橋市地域公共交通総合連携計画	交通事業者や市民とともに、地域にとって最適な公共交通のあり方を検討し、質の高い持続性のある交通システムの確立や公共交通を支える新たな仕組みづくりを目指すための計画。	平成 22～24 年度 (3年間)	総合交通計画課